



Title	『十訓抄』に於ける「のみ」と「ばかり」
Author(s)	泉, 基博
Citation	語文. 1993, 61, p. 1-10
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/68859
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

『十訓抄』に於ける「のみ」と「ばかり」

泉 基 博

奈良時代には、「のみ」は強調の意を表わし、「ばかり」は範囲程度を示す「……ほど」「……ぐらい」の意を表わし、それぞれに意味を分担していたが、平安時代になると、「のみ」は用法がやや狭くなるが、漢文訓説で副詞「唯」と呼応するようになって来ると、「唯」の字の意（全く他がない）に引かれて「他を制限する」意すなわち限定の意が生じるようになって来る。一方、「ばかり」は「……ほど」「……ぐらい」の意から「(ほんの)……ぐらい(だけ)」の意が生じ、そして「……だけ」の意が生じるようになって来る。そして中世になると、限定の意には次第に「のみ」に代わって「ばかり」が多く使われるようになって来るという史的変遷等については、伴久美氏⁽¹⁾、小林芳規氏⁽²⁾、宮地敦子氏⁽³⁾によつて解明されてゐる。また、中世に於いて、「ばかり」の意味が程度から限定へ移行する変遷の様相については、李妙周氏の考察がある。中世になると、限定の意には次第に「のみ」に代わって「ばかり」が多く使われるようになって来るということは、「ばかり」の勢力拡大である。

が、では「ばかり」はどのようにして勢力を拡大したのであらうか。この疑問解明の一方法として、考察対象を「のみ」と「ばかり」の勢力争いに関するものだけに絞つて考察することが考えられるので、この方法で疑問解明を試みてみようと思う。「ばかり」の勢力拡大の変遷の様相については、史的考察が必要であるが、ここではその手始めとして『十訓抄』に於ける「のみ」「ばかり」の用法の特徴を考察することにより、その手がかりを求めてみたいと思う。

二

『十訓抄』に於ける「のみ」の全用例は六二例（散文五一例、和歌一例）で、「ばかり」の全用例は一四〇例（散文一三七例、和歌三例）である。それぞれについて意味で分類すると、「のみ」は強調一例（散文八例、和歌三例）、強調とも限定とも取れるもの一一例（散文六例、和歌五例）、限定四〇例（散文三七例、和歌三例）であり、「ばかり」は程度八六例（散文八四例、和歌一例）、「(ほんの)……ぐらい(だけ)」の意味のもの三例（散文三例）、強調とも限定とも取れるもの七例（散文七例）、限定四四例（散文四

三例、和歌一例)である。「のみ」と「ばかり」の限定の意味の用

例がわかれれば、用例の比較検討ということになるが、限定の意味に於ける「のみ」と「ばかり」の勢力争いに関するものだけを考察する場合、単純に両者の限定(「強調とも限定とも取れるもの」を含めて)の用例を比較検討するのでは、あまり意味をなさないと思う。

両者の勢力争いの様相をつかむためには、比較検討する両者の用例が等価のものでなければ、意味をなさないと思う。さて、右記の両者の限定(「強調とも限定とも取れるもの」も含む)の用例を検討してみると、一方にある用例が他方では用法として存在が不可能なものなど、一方の用例と等価のものが他方では存在しないものが、右記の両者の限定の用例にはあることがわかる。以下その具体例を見て行くことにする。

伴久美氏は「さてのみ」は『「のみ」助詞だけが構成する複合語』であると指摘しているが、その例が一例ある。

人咲ヒケレトサテノミ過ケリ(四・一二六・二)

次は「ばかり」の意味は限定には違いないが最大限を示すものであり、「のみ」にこれと等価のものがない例が二例ある。

思ハカリネサセケリ(七・五五・八)

何事モ思ハカリハエコソ(一〇・一四四・五)

次は「のみ」の意味は限定であるが慣用句の一部に用いられており、慣用句の意味が添加であるので、「ばかり」と等価には扱えない用例が八例ある。

加之(一・一九・六)

加之(一・三〇・一〇)

加之(二・九二・六)

加之(三・一二三・九)

加之(六・一九八・八)

シカノミナラス(七・五二・七)

加之(九・八八・九)

加之(一〇・一四〇・一)

次は慣用句ではないものの、前例とよく似たものである。「のみ」の意味は限定であるが、「名詞・連体形+『のみならず』」全体で文脈上は添えの意味を表わしているので、「ばかり」と等価に扱えないものである。この例は六例ある。

是ハミナラス其頃ハ(一・四二・六)

匡衡風月ノオニトメルノミナラス、カムル心ハセトモ深カリケリ(一・四四・七)

管弦ノミナラス和歌ニニコソ侍レ(四・一三一・四)
(吉此段)

此故若クヨリ賢人ノ一筋ノミナラス、思慮ノ殊ニ深ク、情ケ人

ニ勝レテオハシケリ(六・二一八・一)

是ハミナラス、寛算カ雷トナリ(九・八七・一)

カヤウノ事ノミナラス、歌ハイモセノ中ヲモヤハラクル媒ナル

ニヨリテ(一〇・一三一・一七)

次は「のみ」の意味は限定であるが、前例に準ずるものである。

「名詞・連体形+『のみ』+『にあらず』」の形で、「にあらず」がまだ「ならず」となっていないものであるが、「……のみにあらず」全体で文脈上は添えの意味を表わしているので、これも「ばかり」と等価に扱えないものである。この例は七例ある。

行尊ハ出世ノ貴ノミニ非ス、世間ノ心ハセモイミシカリケリ

(一・六〇・六)

只うちキクカヒカミタルノミニ非ス、スヘテ心ノスクナキ程モ
ヲシハカラル也（一・六六・二）
カヤウノ振舞ノミニ非ス、詩歌ナトニツケテモ（一・七六・
七）

勅答カヘラレケルノミニ非ス、広相ヲトカニ行ハルヘキヨシ朝

儀ニ及フ（四・一三八・六）

カコミヲノカレタルノミニアラス、其身ツュカオハシマサムリ
ケリ（六・一八九・一）

ツュシミシタカフノミニアラス、無跡マテモ貞女峠ノ月ヲナカ
メ（六・一九七・一）

敵ニ向テ勝負ヲアラハスノミニアラス、打任セタル事ニモ其徳
多ク聞ユ（一〇・一四五・一〇）

次は「のみ」の意味は限定であるが、「名詞十『のみ』+『にかぎら
ず』全体で文脈上は添加の意味を表わしているので、「ばかり」と
等価に扱えないものである。この例は一例ある。

スヘテ可然所ノミニ限ラス、タユウチアル人ノ許ニツカヘシタ
カハム類マテモ（七・六三・二）

以上が一方の用例と等価のものが他方では存在しないものの用例
であるが、その用例数は、「のみ」に二三例、「ばかり」に二例あ
ることがわかる。これらの用例を「のみ」と「ばかり」の限定
(強調とも限定とも取れるもの)も含む)のそれぞれの全用例から
除いた用例が、「のみ」と「ばかり」の等価の用例ということにな
る。すなわち、「のみ」と「ばかり」の等価の用例数は、「のみ」
二八例、「ばかり」四九例ということになる。この「のみ」と「ば
かり」の比率は、「のみ」が三六・四%で、「ばかり」が六三・六

%で、「ばかり」の方が「のみ」より優勢であると言える。なお
「ばかり」の「(ほんの)……ぐらい(だけ)」の意味のもの(三例)
は、「のみ」にこの意味が存在しないことから、この等価の用例に
加えることは出来ない。

三

この項では、「のみ」と「ばかり」の等価の全用例(「のみ」二八
例、「ばかり」四九例)について、用法から考察を加えたいと思う。
用法については、まず「のみ」「ばかり」の上接部の下部への懸か
り方に注目し、次に「のみ」「ばかり」の上接・下接の助詞に注目
することにし、分類して行くことにする。和歌の用例については、
用例の上に☆印を付することにする。会話については、その都度注記
することにする。また、強調とも限定とも取れるものについては、
用例の上に*印を付することにする。

1 懸かる動詞が主格を取るもの(これに準ずるものも含む)
例①

ツネハエマシキ事ノミアレハ（七・四四・七）

*木ハナクテ梅花ハカリ雪ノ如ク散テ（四・一一八・三）

如形後車斗ソ有ケル（六・二〇二・五）

四句ノ偈ハカリ此紙ニ顯現セリ（六・二〇六・三）

身斗只一人出タル事ニシテ（六・一二一〇・五）

貴殿ハカリソ書ヒラカレムト思フ（七・一九・八）

会 男→男

例② *ミトリハカリ残リテ（一〇・九六・五）

是等ニテ見マハレトハカリ有ケリ（五・一四九・一）

右記の例①を見みてみると、「のみ」と「ばかり」の用法は全く同じである。用例数は「のみ」が一例で、「ばかり」が六例であるので、用例数は少ないものの、この用法には「ばかり」の勢力拡大の兆しがあると言えるかもしない。

右記の例②は『と（引用の格助詞）』+『ばかり』⁽³⁾動詞の用法であるが、「ト（いふこと）ハカリアリ」の意であるので、例①に準ずるものとしてここで取り上げた。

2 懸かる動詞が「……を」の格を取るもの（これに準ずるものも含む）

偏ニ食物ヲノミ思故ニ害ヲ待ナリ（五・一六〇・一）

蟻螂又蟬ヲノミ守テ（六・一六七・七）

会 女→女

黄雀又蟻螂ヲノミ守テ（六・一六七・八）

会 男→男

童子又黄雀ヲノミ守テ（六・一六七・九）

会 男→男

此皆前利ヲノミ思テ（六・一六七・一）

会 男→男

鶴フノミ愛シテ（六・一七二・一）

会 男→男

*人ニ要事ヲノミイヒカケ（六・二二一・一〇）

会 男→男

*諸ノアシキ事ヲノミ思フ（八・六七・六）

会 男→男

京極御息所ヒトヨロヲノミ具シ奉テ（八・七六・七）

会 男→男

☆*イマコソヨニ声ヲノミキケ（八・七七・一）

会 男→男

拍子ハカリヲウチテ（一・一六・四）

会 男→男

*其女房赤袴ハカリヲ腰ニ巻テ（四・一二九・五）

会 男→男

花ノ本ニ春計ヲ契リ（五・一四四・一〇）

会 男→男

☆イマハタヨ思ヒタエナントハカリヲ人ツテナラテイフヨシモ

カナ（五・一五六・三）

其肝ハカリヲ土ノ上ニノヨシテ（六・一七二・三）

年来秘藏シテ持タリケル水瓶ハカリヲ腰ニ付テ（七・七・六）

盛俊ハ馬斗ヲ損タリケル（六・二〇四・八）

ヲロカナル類ハ人ノミルハカリヲ憚テ（六・二一六・一）

笛斗ヲトリテ（六・二一七・九）

火ハカリヲ取セテ（七・二四・四）

御使ハ御葉ツヅメシアル由斗ヲ申テ（七・五八・一〇）

*耳近キハカリヲシルス（一〇・一一・七）

*中ホトハカリヲ見給ケルニヨリテ（一〇・一五八・一〇）

名ハカリヲシルシトムルアハレサニ（一〇・一八四・一）

例④

桑ノミトリテ（五・一五七・八）

氣色ハカリニツル由ラセラレケルニ（一・五七・八）

小袖ニ袴ハカリキテヌケテ落タリ（一・八二・九）

家主ハ紺ノ直垂斗着テ袴ハキス（三・一〇一・七）

コトカラハカリオトサント思也（四・一二一・七）

尼上ハ紙衾ト云物斗ヒキユテ（六・一二一・八）

会 男→男

トハカリ云懸テ（一・三九・五）

トハカリ云テ（三・九五・一〇）

トハカリ云テ（四・一八・八）

トハカリ云テ（六・二一四・一）

トハカリウチ云テ（八・七一・一〇）

トハカリノ給テ（九・八五・九）

右記の例③の「名詞+『を』+『のみ』→動詞」（Aとする）の用法は、「のみ」だけに見られるものであり、「名詞・連体形・『と（引の格助詞）』+『ばかり』+『を』→動詞」（Bとする）の用法は、「ばかり」だけに見られるものである。AとBの表わす意味は等価であるのに、用法は全く異なっている。用例数はAが一〇例、Bが一四例で、両者ともにかなりの用例数を持つていて、Aに「ばかり」は使われることがなく、Bに「のみ」は使われることがないのでは、Aは「のみ」専用の用法であり、Bは「ばかり」専用の用法であると言える。このA、Bの用法は平安時代に於ける用法と全く同じで、『十訓抄』に於いても何の変化もない。例③に於いては、「ばかり」が「のみ」に代わりAの用法を浸食しようとする様相は全く見られないと言える。なおBの用法に「☆イマハタゞ思ヒタエナントハカリヲ人ツテナラテイフヨシモカナ」（例③）という用例があるからである。右記の例⑤は「ばかり」だけに六例見られるものであるが、懸かりの動詞が「いふ（『いひかく』『うちいふ』『たまご』を含む）」だけであるので、慣用化された用法と言える。しかし「のみ」に例⑤の用法が一例もないということは、例⑤の用法は「ばかり」専用化の傾向があると言えると同時に、「ばかり」の勢力拡大の例として捉えることも出来ると思う。例④の「ばかり」の用例数に、例⑤の用例数をも加味して考えると、例④の用法にはいつそう「ばかり」の勢力拡大の様相があると言える。

3 懸かる動詞が「……に」の格を見るもの

例⑥

☆*オモカケニノミタキ立ラム（一・三一・八）
*イトゞ限ニノミ見エケレハ（一・七五・一）

☆*世中ノアサキセニノミナリユケハ（八・七六・一一）
*雲ノカケハシヨソニノミ年ヲヘケル事（一〇・一二七・三）

例⑦

右記の例⑤は「と（引用の格助詞）」+「ばかり」→動詞の用法であるが、前述（例②）のように「ト（いふこと）ハカリイフ」の意であるので、例④に準ずるものとしてここで取り上げた。なお例⑤を「ト（いふことを）ハカリイフ」「ト（いふこと）ハカリ（を）イフ」と取らなかつたのは、前者は「ヲハカリ」→動詞の用法が「十訓抄」に見られないこと（例③）から、後者は「☆イマハタゞ思ヒタエナントハカリヲ人ツテナラテイフヨシモカナ」（例③）という用例があるからである。右記の例⑤は「ばかり」だけに六例見られるものであるが、懸かりの動詞が「いふ（『いひかく』『うちいふ』『たまご』を含む）」だけであるので、慣用化された用法と言える。

右記の例④は「名詞+『のみ・ばかり』→動詞」の用法で、「のみ」は、説話素材が中国のものである。

右記の例④は「名詞+『のみ・ばかり』→動詞」の用法で、「のみ」「ばかり」は意味、用法ともに等価である。用例数が「のみ」一例

何ソ只蘭相如ノミニカキラムヤ（一・一八・七）

念仏ノ儀ハカリニトリヨレリケルニヤ（一〇・一一五・一）

右記の例⑥は「名詞十『に』十『のみ』→動詞」の用法であるが、「のみ」だけに四例見られるものである。この用法は平安時代に於ける用法と同じであるが、「ばかり」に用例がないということは「ばかり」が「のみ」に代わりこの用法を浸食しようとする様相は見られないと言える。

右記の例⑦は「名詞十『のみ・ばかり』十『に』→動詞」の用法であるが、「のみ」に一例、「ばかり」に一例あるだけで、用例数が少ないでので、「ばかり」の勢力拡大については何とも言えない。

4 懸かる動詞と格関係がないもの（名詞につく）

顯忠卿ノミソ深ク天神ニ恐レ畏テ（六・二〇一・三）

☆ワカヤトノミソケフリ絶タル（一〇・一三七・七）

カラウシテ命ハカリ生テ（一・二〇・七）

命ハカリハ生タリケレトモ（七・一一・五）

帝計ハ御衣ハタエラカクス（五・一六二・八）

命斗ハイケレトモ（七・九・一）

*ソレハカリハナトカトテ（一〇・一六九・二）

会 男→男

例⑧

☆*思ノミコソシルヘナリケレ（一・八二・三）

侍従大納言ハカリコソ優ノ人ニオハスレ（一・四〇・四）

例⑨

徒ニアマタノ露霜ヲ送ルハカリ也（序・一〇・五）

*只道理ノヲス所ヲ申ハカリ也（三・一〇四・七）

会 男→男

に準ずるものとしてここで取り上げた。

5 懸かる動詞と格関係がないもの（副詞につく）

加様ノ手合ハサノミコソ侍レ（三・一〇五・三）

会 男→男

サノミコソアレ（七・三一・四）

会 男→男

右記の用法は「のみ」だけに一例（両者の下接助詞は係助詞「こそ」）見られるものであるが、用例数が少ないので、ここでは何とも言えない。

6 懸かる動詞と格関係がないもの（接続助詞につく）

☆*木カクレテノミルカナ（一〇・一二七・四）

右記の用法は「のみ」だけに一例見られるものであるが、用例数が少ないので、ここでは何とも言えない。

7 懸かるものが形容詞であるもの

*庭ハアレテ蓬ノミ徒ニ茂シ（一・九一・九）

右記の用法は「のみ」だけに一例見られるものであるが、用例数が少ないので、ここでは何とも言えない。

8 懸かるものが助動詞であるもの（名詞・連体形・「と△引用の格助詞▽」につく）

君ノ見參ハ今日斗ニテ候(三・一〇六・七) 会 男→男
其便ニマウテキタリタル許也(四・一一三・四)

我オヤノ命ニヨリテ桑ヲ取許也(古計)(五・一五七・一〇) 会 男→男

会 女→男

此等ハ身ノ為ヲカマヘよツラヘル計ニテ(六・一六七・四)

松ノ葉ハカリニテハ命イクヘクモミエネハ(七・八・一〇)

季春事ノヤウヲ申ノフルハカリニコソ存候ツレ(一〇・一七)
三・一)

準会 男→男

例⑩

トハカリニテノ給セヌヲ(五・一六一・一)

トハカリニテヤミニケリ(一〇・一六七・四)

例⑪

*サノミハ人ノ上ナレハシルサス(九・九〇・七)
カヤウノ事アマタアレトモサノミハナレハ(一〇・一一・七)

七)

右記の例⑧は「名詞十『ばかり』→助動詞(『なり△断定』)」の用法であるが、「のみ」「ばかり」にそれぞれ一例(両者の下接助詞は係助詞「こそ」)あるだけで、用例数が少ないので、「ばかり」の勢力拡大については何とも言えない。

例⑨は「名詞・連体形+『ばかり』→助動詞(『なり△断定』)」の用法であるが、「名詞・連体形+助動詞(『なり△断定』)」の用法に「ばかり」が分け入ったものである。例⑨は「ばかり」に用例が八例もあるのに、「のみ」に全く用例がないということ、また八例中五例が会話で使われていることから、この用法には「ばかり」の勢力拡大の様相があると同時に「ばかり」専用化の傾向があると言える。なお例⑨に「季春事ノヤウヲ申ノフルハカリニコソ存候ツレ」を入れたのは、「申ノフルハカリニ(ありと)コソ存候ツレ」の意があるので、他の用例に準ずるものとしてここで取り上げた。

なおまた「我オヤノ命ニヨリテ……」の説話素材は中国のものである。

例⑩は「「と(引用の格助詞)+『ばかり』→助動詞(『なり△断定』)」の用法であるが、前述(例②例⑤)のように「ト(いふこと)ハカリニテ」意であるので、例⑨に準ずるものとしてここで取り上げた。例⑩は「ばかり」だけに二例見られるものである。例⑨の用例数に、例⑩の用例数も加味して考えると、いっそ例⑨の用法には「ばかり」の勢力拡大の様相があると言える。

9 懸かるものが助動詞であるもの(副詞につく)

*サノミハ人ノ上ナレハシルサス(九・九〇・七)
カヤウノ事アマタアレトモサノミハナレハ(一〇・一一・七)

七)

右記の用法は「のみ」だけに二例(両者の下接助詞は係助詞「は」)見られるものであるが、用例数が少ないので、ここでは何とも言えないが、下接助詞については5の用例(二例)とも考え合わせると、伴久美氏の「『さのみ』は係助詞にしか統かない」の指摘¹⁸に合い、平安時代からの「のみ」専用の用法とも言える。なお「カヤウノ事アマタアレトモサノミハナレハ」は「サノミハ(和歌は鬼神をも感動させるということ)ナレハ」の意であるので、他の一用例と用法は全く同じである。

10 言い切りになる。

☆我ノミト思ヒコシカト(三・九八・一〇)

☆ケフノミトミルニ涙ノマスカム(一〇・一三八・一)

右記の用法は「のみ」だけに二例見られるものであるが、用例数が少ないので、ここでは何とも言えない。

以上「のみ」と「ばかり」の用法を見て來たが、両者の用法に於ける特徴を挙げると、2の例③に両者の対立があること、両者に用例がありながら「ばかり」に用例が多いものが1の例①・2の例④・4にあること、「のみ」にしか用例がないものが3の例⑥・5・6・7・9・10にあること、「ばかり」にしか用例がないものが1の例②・2の例⑤・8の例⑨例⑩にあることである。

最後に和歌、会話、説話素材が中国のものについて触れておく。

和歌の用例数は、「のみ」八例、「ばかり」一例で、勢力は「のみ」が「ばかり」を圧倒していると言えるが、音節数の制限に拋るところがあるのかもしれない。会話の用例数は、「のみ」七例、「ばかり」八例で、勢力はほぼ五分五分であるが、分類別に見てみると、「のみ」は「のみ」にしか用例がない用法のもの（2の例③・5）が七例で、用法形式は二種類であり、「のみ」の使用されている説話数は四話であるのに対し、「ばかり」は「のみ」「ばかり」両者に用例のある用法のもの（1の例①・2の例④・4）が三例、「ばかり」にしか用例がないもの（8の例⑨）が五例で、用法形式は四種類であり、「ばかり」の使用されている説話数は七話である。「ばかり」には「のみ」「ばかり」両者に用例のある用法が使用されていること、また「ばかり」は「のみ」に比べて用法形式、使用説話数が多いこととから、会話に於いて「ばかり」の勢力拡大の様相があると言える。位相については何とも言えない。なお会話で同じ説話に「のみ」と「ばかり」が併用されている例（第三の一〇話、「のみ」一例、「ばかり」二例）があるが、「のみ」と「ばかり」の用法形式は異なるものであり、何とも言えない。説話素材が中国のものに「のみ」が七例、「ばかり」が三例使用されているが、使用

されている説話数は「のみ」三話、「ばかり」三話であるが、「のみ」は第六の一話に四例、第六の八話に二例と割合まとまって使用されているので、説話素材が中国のものには「のみ」を使用しようとする傾向があると言えないこともない。なお説話素材が中国のもので同一説話に「のみ」と「ばかり」が併用されている例はない。

まとめ

「名詞十『を』十『のみ』→動詞」の用法は、「のみ」だけに見られるものであり、「名詞・連体形・『と』(引用の格助詞)」十「ばかり」十「を」→動詞」の用法は、「ばかり」だけに見られるものであり、その勢力も両者ともに強い。この様相から前者は「のみ」専用の用法であり、後者は「ばかり」専用の用法であると言える。またこの両者の様相からは「ばかり」が「のみ」の用法を浸食しようとする様相は全くないと見える。すなわち、ここでは「ばかり」の勢力拡大の様相は全くないと見える。両者の特徴は、「のみ」は格助詞に下接し、「ばかり」は格助詞に上接するということがあるが、このことは「名詞十『に』十『のみ』→動詞」の用法が「のみ」だけにしか見られないこと（ただし、「名詞十『のみ・ばかり』十『に』→動詞」の用法はあり、「のみ」は格助詞に上接もする）、また『十訓抄』に於いて「ばかり」が格助詞に下接した用例が一例もないことからも補強することが出来る。

「のみ」「ばかり」両者に用例のある用法で、「ばかり」の方が「のみ」より勢力が強いと考えられる用法は、次の三用法である。
「のみ」「ばかり」の上接部（名詞）の懸かる動詞が主格を取るもの（1の例①）

「のみ」「ばかり」の上接部（名詞）の懸かる動詞が「……を」

の格を取るもので、「を（格助詞）」が表記されていないもの（2の

例④）

「のみ」「ばかり」の上接部（名詞）が懸かる動詞と格関係がないもの（4）

これらの用法には、「ばかり」に勢力拡大の様相があると言える。

さて、「のみ」「ばかり」の上接部（名詞）の懸かる動詞が「……を」

の格を取るもので、「を（格助詞）」が表記されていない用法に

ついてであるが、この用法に「ばかり」の勢力拡大の様相があると

いうことは、この用法は「ばかり」が「名詞+「を」+「のみ」→動

詞」の用法（『十訓抄』では「ばかり」はこの用法に全く使い込め

なかつた）を浸食して行く過渡的なものであると捉えても良いので

はなからうか。

「ばかり」だけに用例のある用法で、勢力が強いと考えられる用

法は、「『と（引用の格助詞）』+「ばかり」→動詞」（2の例⑤）と「名

詞・連体形+助動詞（『なり△断定▽』）」の用法に「ばかり」が分

け入ったもの（8の例⑨）とであるが、前者は動詞がすべて「いふ

（『いひかく』『うちいふ』『のたまふ』を含む）であるので、慣用

化された用法と言える。また両者の用法に「のみ」の用例が全くな

いことから、両者の用法には「ばかり」専用化の傾向があると言え

る。

以上から『十訓抄』に於ける「のみ」と「ばかり」は平安時代に於ける用法を堅持しながらも、「ばかり」が次第に勢力を拡大しよ

うとしていると言える。

注

(1) 「平安朝散文に於ける『のみ』と『ばかり』について」（『実践女子大学紀要』第二集）昭和二九年（一月）

(2) 「『ばかり』と『のみ』の研究」（『国文学』解説と教材の研究）学燈社、昭和三四年七月

(3) 「日本文法大辞典」（明治書院）の「ばかり」の項

(4) 「中世における副詞『ばかり』について—意味変遷を中心として—」（『文芸研究』第一二九集）平成四年（月）

(5) 古典文庫版『十訓抄（片仮名本）』を使用する。

(6) 「十訓抄」には「ばかり」は一四六例あるが、次の六例は名詞（意味

【目當て】）であるので除いた。なお用例の後にその語の所在場所を示し

たが、上段は章段を、中段はページ数を、下段は行数を示す。以下同じ

くする。

トカクイフハカリナクテ（七・八・九）

スヘテ云ハカリナシ（七・五七・四）

大方浅猿トモ云ハカリナシ（七・六〇・七）

雨サヘフリテ云ハカリナシ（一〇・一四六・九）

人々感歎イフハカリナシ（一〇・一四七・一）

トカク云ハカリナクテ（一〇・一六七・四）

イソモ小雜色ヲ一人ハカリヲ相共タリケリ（一・五九・九）

僅ニ息ノカヨフハカリナリケレト（七・八・七）

只松ノハラクヒナラヒタルハカリニテ左右深キ谷へ向テ飛ケルコソ

（七・九・六）

注(1)は懸かりを示す。以下同じくする。

(8) 注(1)と同じ。

(9) 注(1)に同じ。

(10) 注(1)に同じ。

(11) 注(1)に同じ。

(12) 国司への返事（使者が伝える）・返書の内容の一部であるので、会話に準すると考え、「准会」として示した。

(13) 注(1)に同じ。